

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	市町村振興課
契約締結年月日	令和 8 年 4 月 1 日
契約者名	地方公共団体情報システム機構
契約名	令和 8 年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る業務委託
契約金額 (税込み)	9, 4 2 6, 1 9 9 円
随意契約理由	○住民基本台帳ネットワークシステムは、全国サーバと都道府県サーバ及び市町村 CS とを通信機器及び専用回線でつないでいるものである。このうち、都道府県サーバについては平成 2 6 年 1 月 1 8 日から都道府県サーバを集約して運用管理をしている。 ○都道府県サーバの集約に伴い、4 7 都道府県が一の主体と契約しなければ、その目的を達成することができないため、平成 2 6 年 1 月から地方公共団体情報システム機構と各都道府県が契約の締結をすることとしている。また、都道府県サーバの集約化により、コストの削減がなされ、都道府県の利益の増進につながっている。 ○都道府県サーバの集約により、従来は 4 7 都道府県でそれぞれ保存されていた各都道府県の本人確認情報が一箇所で保管され、全国サーバと同等の情報を保有することとなるため、これまで以上のセキュリティ確保策が求められることとなる ○地方公共団体情報システム機構は、都道府県サーバ集約に係る契約の目的、内容に照らしそれに相応する信用、技術、経験等を有する主体として、住基ネット全体のセキュリティ確保に責任を追う立場にあるとともに、安定的に住基ネット運営を行っている。 ○令和 8 年 3 月に開催された地方公共団体情報システム機構の意思決定機関である代表者会議において、都道府県サーバ集約センター運営受託事業等の実施を含む令和 8 年度事業計画が決定された。 ○このことから、地方自治法施行例第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規程により、地方公共団体情報システム機構と随意契約とし、山梨県財務規則第 1 3 7 条第 3 項により見積合わせを省略するものとする。
随意契約の適用条項	地方自治法施行例 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 山梨県財務規則 1 3 7 条第 3 項